大田区産業プラザ条例第3条第2項「区長が利用を承認しないもの」のガイドライン

(目 的)

第1条 大田区産業プラザ条例第3条第2項「区長が利用を承認しないもの」のガイドラインを 規定するためにこの要綱を作成する。

(趣 旨)

第2条 18 歳未満の児童等を性行為対象としたアニメやゲーム、成人向け漫画などを販売している同人誌即売会の主催者に対し、公序良俗を害するおそれのないことや、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」をはじめ法令遵守を徹底するため。

(自主規制)

- 第3条 即売会主催者側に、同人誌即売会に参加を申し込んだすべての制作者の作品にたいして 「性器の露骨な描写」等がある作品に『18 禁』や『成人指定』と表示していることを確認 することを求める。
- 2 18 歳未満の参加者に、成年マークや 18 禁などを明示した作品を頒布しないよう、「18 禁」の展示物を含むイベントの開催にあたっては、年齢確認の実施を行うとともに、イベントの実情に応じて、ゾーニングまたは 18 歳未満の入場制限などの措置を講じることにより、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨を徹底するよう、主催者の自主規制をもとめる。
- 3 会期前、会期中においても遵守事項・注意事項が守られているか、自主規制を求める。 (事前確認)
- 第4条 従来の手続きに加え、次の各号の確認を行う。
- (1) 事前に催事の内容について詳細な説明を求める。
- (2) 施設利用申請書提出前に、施設利用計画書を提出させた上、即売会主催者側に概要説明を 求める。
- (3) 遵守事項・注意事項(主に青少年対策について)が間違いなく守られ、青少年対策が講じられる事を確認させ、施設利用申請書の提出時に同意書の提出を求める。
- (4) 利用承認後に施設利用報告書の提出を求める。

(遵守事項)

- 第5条 利用にあたっては、公序良俗に反しないこと、当館の施設設備を損傷しないこと、管理 運営上支障をきたさないことなど遵守を求める。特に、法令(東京都青少年の健全な育成 に関する条例など)を遵守し、又、大田区産業プラザ利用案内の注意事項の内容を理解し、 違反行為が発生しない様、万全の配慮を求める。
- 2 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を遵守するため、各催事において、 成人向け 図書類の展示・販売がされる場合は、各主催者において以下の各号に示した対策を講じさ せる。
- (1) 18 歳未満禁止の展示物・販売物の表示の徹底
- (2) 該当図書類は、その旨をわかりやすく表示させる。
- (3) ゾーニングの実施

(ゾーニング)

- 第6条 即売会主催者側に18歳未満入場禁止区域の設定によるゾーニングをさせる。ゾーニング は次の各号の方法による。
- (1) フロアー内に 18 歳未満入場禁止区画を設け、当該区画は他と隔離のうえ入口に 18 歳未満立入り禁止である旨の表示・看板を分りやすく掲示させる。
- (2) 前項のゾーニングは、未成年者が入場しないよう、身分証明書などによる確実な年齢確認を実施させる。
- (3) 催事全体が18歳未満入場禁止の場合は、会場入口に18歳未満立入り禁止である旨の表示・ 看板を分りやすく掲げさせると共に、身分証明書などにより入場希望者の年齢確認を行い、 18歳以上であることを確認した上で、入場させることを求める。
- (4) 18 歳未満禁止の展示物・販売物が少ない場合は、18 歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋などで個別包装のうえ、区分陳列し、対面方式により、年齢確認を行ったうえで、閲覧・販売を行わせる。

(展示物・販売物の全点チェックの実施)

第7条 即売会主催者側は、催事がはじまる前に必ず出展物を全点チェックし、成人向けの図書等の有無や、当該図書等の表示・包装の方法が適切か確認し、施設担当職員に報告させる。

(主催者スタッフによる巡回)

第8条 会期中は、即売会主催者側のスタッフによる巡回を行い、法令・条例および利用の手引に のっとった催事の開催がされているか、十分にチェックし、結果を施設担当職員に報告さ せる。

(出展者への周知徹底)

第9条 即売会主催者側に、第6条及び第7条の対策を実施する旨、出展案内やインターネット のホームページ、チラシなどで出展者、来場者へ周知徹底をさせる。

(出展者からの同意書の徴収)

第10条 即売会主催者側には、催事において実施される第6条及び第7条の対策について、全出 展者より同意書(様式は問いません)を徴収し、催事開催前までに、施設担当職員に報告 させる。

(その他の留意事項)

- 第11条 施設利用申請書と共に利用計画書を提出させる。利用計画明書は、次の各号のとおりと する。
- (1) 催事会場のレイアウトや装飾について、フロアの入場制限・進入禁止区域設定などを図面上で示させる。
- (2) 施設利用報告書を提出させる。
- (3) 遵守事項が守られないと判断した場合は、利用承認後であっても、利用を取り消す。また、 催事会期中であっても、催事の中止をさせる。

(同意書の提出)

- 第12条 利用にあたっての遵守事項を確認させ、 同意書に署名捺印し、利用申請書と共に提出させる。
- 附則 本ガイドラインは平成23年4月1日より施行する。